

# 郡山市図書館情報システム機器類の貸借及び保守業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

令和6年10月31日制定

〔郡山市中央図書館〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市図書館情報システム機器類の貸借及び保守業務に係るプロポーザル選定委員会（以下、「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の選定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

- 2 委員は、教育総務部長、教育総務部次長兼総務課長、教育総務部次長兼生涯学習課長、DX推進監、中央図書館長、富久山図書館長とする。
- 3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日までとする。
- 4 委員長は、図書館システムの技術的な面の評価を行うために、評価者を指名する。
- 5 評価者は、評価の結果を委員会に報告するものとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、教育総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 4 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、郡山市中央図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日に、その効力を失う。